平成２１年（フ）第２２７０７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏4709―７
債務者　野呂田　守
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７６１号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目43―２
債務者　亀卦川正典
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７８５号
栃木県鹿沼市茂呂1058―３
債務者　柏渕　佳史
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７８６号
埼玉県さいたま市岩槻区大字南平野576―45
債務者　風間　悠介
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７８７号
東京都江東区大島６丁目１―５―232
債務者　吉野　直人
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７８８号
神奈川県相模原市松が枝町１―１―105
債務者　大桃　　明
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７９９号
埼玉県八潮市大字大曽根910―207
債務者　大字　敏和
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８０２号
東京都小金井市緑町１丁目１―15
債務者　山岸　範子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８０３号
東京都世田谷区代田３丁目２―12―401
債務者　峰本　和彦
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８０５号
東京都練馬区大泉町３丁目38―35―201
債務者　塙　　勝之
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８０６号
福井県福井市中野２丁目1501―９
債務者　広山三矢子こと　河　三矢子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８０７号
東京都足立区弘道１丁目29―４―105
債務者　鎌田　光男
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８０８号
東京都福生市大字福生1231―２
債務者　楠本　　晃
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８０９号
埼玉県越谷市伊原２丁目４―23―203
債務者　竹藤　和子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８１０号
東京都台東区鳥越２丁目12―８―402
債務者　小林　勝弘
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８１４号
東京都豊島区池袋本町３丁目７―５―102
債務者　村上　寛崇
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部